

通達甲（警・教・術3）第12号

平成14年4月26日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

警視庁けん銃指導室運営規程の制定について

このたび、警視庁けん銃指導室運営規程（平成14年4月26日訓令甲第24号）が制定され、平成14年5月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

凶悪な犯罪及び被疑者等が警察官に抵抗する公務執行妨害事案が増加していることから、警察官が適正かつ的確にけん銃を使用できるようにするため、射撃技能の指導訓練体制を充実強化し、もって都民生活の安全と平穏の確保及び警察官の受傷事故の防止を図る必要がある。

このため、警務部教養課に警視庁けん銃指導室（以下「けん銃指導室」という。）を附置し、その運営について必要な事項を定めることを目的として新たに規程が制定されたものである。

第2 運営上の留意事項

1 教養課術科教養担当係等との関係

けん銃訓練に関する指導教養に関しては、けん銃指導室と教養課術科教養担当係、柔道指導室、剣道指導室及び逮捕術指導室とは、相互に緊密な連絡協調を図り、その効果的な推進に努めるものとする。

2 各所属との関係

けん銃指導室と関係各所属とは、相互の連絡を緊密にして、けん銃射撃訓練、けん銃訓練の巡回指導等が効果的に行われるように努めるものとする。